

生活保護法

指定医療機関等の手引

山形市福祉事務所

目 次

第 1 生活保護制度の概要	4
1 生活保護制度の目的	4
2 生活保護の種類	4
3 生活保護の決定・実施機関	4
4 生活保護の基準及び方法	4
5 生活保護の補足性	4
第 2 指定医療機関等	5
1 医療機関の申請	5
2 医療機関指定基準	5
3 指定の有効期間	5
4 指定後の届出事項	5
5 指定医療機関等の義務	5
第 3 医療扶助の内容	7
1 医療扶助の範囲・方法	7
2 診療方針及び診療報酬	7
第 4 医療給付の事務手続き	9
1 初診受付	9
2 生活保護新規申請中の場合	9
3 入退院時の連絡	9
4 要否意見書の提出と病状調査の協力について	9
5 各給付要否意見書の徴取時期	9
第 5 医療費の請求手続	11
1 生活保護におけるレセプト	11
2 医療券の交付	11
3 有効な医療券の確認	11
4 医療券から省令レセプトへの必要事項の転記	11
5 他の制度との併用	11
6 請求	12
7 本人支払額	12
8 再審査	12
9 誤記等による請求のやりなおし	12

第 6	医療扶助と他法との関係について	13
1	健康保険法	13
2	国民健康保険法	13
3	後期高齢者医療制度	13
4	介護保険法	13
5	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（公費負担より医療保険が優先適用されます）	14
6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	15
7	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（公費負担より医療保険が優先適用されます）	15
8	児童福祉法・身体障害者福祉法	15
9	母子保健法	16
10	母体保護法	16
11	学校保健安全法	16
第 7	指導と検査	17
1	指導（生活保護法第 50 条第 2 項）	17
2	検査（生活保護法第 54 条）	17
第 8	検診命令について	19
第 9	調剤	20
1	調剤券の発行	20
2	調剤報酬の請求	20
第 10	施術	21
1	柔道整復	21
2	あん摩・マッサージ	21
3	はり・きゅう	21
第 11	治療材料	22
1	治療材料の範囲・要件及び費用	22
2	治療材料と消費税の関係について	23
3	手続	23
第 12	移送の取扱い	24
1	給付の範囲	24
2	費用	24

3	申請方法	25
4	通院実績等の確認	25
5	事後申請について	25
第13	その他	26
1	患者からの費用徴収	26
2	長期入院保険外併用療養費	26
3	委託患者の病状把握について	26
4	中国残留邦人等への医療支援給付について	27
第14	様式（写）	28
1	生活保護法等指定申請書	28
2	生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書	32
3	生活保護法等施術機関・助産機関登録申請書	36
4	指定施術機関・助産機関誓約書	40
5	施術機関個別契約書	44
6	生活保護法等指定（医療機関・介護機関・助産師・施術者）（名称・所在地・その他） 変更届書	50
7	生活保護法等指定（医療機関・介護機関・助産師・施術者）（休止・廃止）届書	54
8	指定医療機関医療担当規程	58

第1 生活保護制度の概要

1 生活保護制度の目的

生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的としています。

2 生活保護の種類

保護の種類は、生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助の8種類に分けられます。

3 生活保護の決定・実施機関

生活保護の決定と実施に関する事務は、生活の場所を所管する福祉事務所が行っています。

4 生活保護の基準及び方法

国が国民消費支出水準の統計等を基に、地域別、年齢別、世帯構成別などに分けて毎年一定の扶助基準額を定め、福祉事務所が被保護者の年齢、障害の有無、世帯人員数等を基に、生活扶助等の金額を決定し、金銭給付します。

ただし、医療扶助及び介護扶助は、被保護者の医療及び介護を指定機関に委託して行う現物給付を原則としています。

5 生活保護の補足性

生活保護は、生活に困窮する者について、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件とします。

また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、生活保護に優先して行うことになっています。

(1) 収入

働いて得た収入、年金及び各種手当は利用できる収入として認定されます。働ける能力のある方には、能力に応じて働く義務があります。

(2) 資産

不動産・生命保険・機械等はその利用状況・価値などを考慮した上で、処分活用していただく場合があります。

(3) 扶養義務者の扶養

民法に定める扶養義務者の扶養義務の履行を生活保護に優先させることになっています。

第2 指定医療機関等

1 医療機関の申請

山形市に所在する医療機関が生活保護法等の指定医療機関として指定を受けるには、申請書及び誓約書に必要事項等を記載し、山形市福祉事務所に提出することになっています。

また、施術者が生活保護法等の指定を受ける場合は、申請書及び誓約書に施術に関する免許証の写しを添付して提出してください。

なお、山形市ホームページから用紙をダウンロードすることができます。

2 医療機関指定基準

法による医療扶助のための医療を担当する機関は、申請のあったもののうち、法第49条の2第2項各号のいずれにも該当せず、医療扶助に基づく医療等について理解を有していると認められるものについて指定します。

このうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に規定する内容の医療を行う医療機関にあたっては、同法第38条第1項の規定による指定を受けている医療機関が指定されます。

3 指定の有効期間

指定医療機関の指定の有効期間は6年間です。指定医療機関の指定は6年毎にその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うことになります。

なお、開設者である医師等若しくは薬剤師のみが診療や調剤に従事している場合、又はその配偶者等のみが診療若しくは調剤に従事している場合は、その効力を失う日前6月から同日3月までに別段の申し出がないときは、更新の申請があったものとみなしますので更新の手続きは不要です。

4 指定後の届出事項

指定医療機関等は、次頁の届出を要する事項が発生した場合は、福祉事務所に備えてある届出書を指定申請と同様に福祉事務所に提出してください。

なお、山形市ホームページから届出用紙をダウンロードすることができます。

5 指定医療機関等の義務

指定医療機関等は、生活保護法に定めるところによるほか、指定医療機関医療担当規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者の医療を担当しなければならないとされています(P58 指定医療機関医療担当規程第1条参照)。

届出を必要とする事項		手続						備考	
		指定申請	廃止届	変更届	休止届	再開届	辞退届		処分届
新規申請	病院、診療所、歯科、訪問看護ステーション、薬局が初めて指定を受ける場合	○							
既に指定を受けている場合	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の開設者が変わった場合 (A氏 → B氏、親 → 子、C法人 → D法人等) 医療機関の開設者が「個人 ← → 法人」に変わった場合 医療機関の開設者が「医療法人 → 社会福祉法人」など法人の種類を変更した場合 医療機関が「診療所 ← → 病院」に変わった場合 医療機関の所在地が改築、移転等により変わった場合 	○	○						
	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の名称を変更した場合 医療機関の開設者(個人)又は施術者の氏名を改正等により変更した場合 医療機関の所在地又は施術者の住所が住所表示の変更(市町村合併、地番整理等)により変更された場合 施術者の住所が転居により変わった場合 施術者の開設(勤務)する施術所の名称又は所在地並びに施術者の勤務先が変わった場合 医療機関が歯科を併設若しくは歯科併設医療機関が歯科を廃止した場合 <p>※上記に該当する場合であっても、医療機関コードが変更になる場合は、変更届によらず、指定申請及び廃止届が必要となるので留意すること</p>			○					
	1 医療機関の開設者又は施術者が医療機関又は施術所の業務を廃止した場合 2 医療機関の開設者が死亡した場合		○						2の場合、届出者は法定相続人となるので続柄を記載のこと
	1 開設者等が自己の意思により当該業務を休止した場合 2 指定医療機関に勤務する医師等が死亡し、又は辞職等をしたため、正常に医療を担当することができなくなったが、当該指定医療機関の開設者がこれを補充する医師及び能力を有する場合 3 天災その他の原因により、医療機関の建物の一部分が損壊し、正常に医療を担当することができなくなったが、復旧する意思及び能力を有する場合				○				再開の見通しを記載のこと
	業務を休止した医療機関が業務を再開した場合					○			再開後速やかに提出のこと
	生活保護法等による指定を辞退する場合(業務は継続)						○		指定辞退日の30日以前に提出のこと
	処分を受けた場合							○	

第3 医療扶助の内容

1 医療扶助の範囲・方法

医療扶助は、次に掲げる事項の範囲内において行われます。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

医療扶助は、指定医療機関等に被保護者を委託して行う現物給付方式を採用しています。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によって行います。

2 診療方針及び診療報酬

指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例、指定医療機関医療担当規程及び生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬によることとされています。

福祉事務所は、医療の給付にあたり必要に応じて主治医の意見を聞き、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）に療養上の指導をする場合がありますので、御理解と御協力をお願いいたします。なお、次の事項に御留意願います。

- (1) 患者を委託する医療機関については、信頼関係その他心理作用の効果や治療上の必要等も配慮した上で、福祉事務所が事前に選定しますので、県外医療機関等遠隔地へ転院する必要が想定された場合は事前に福祉事務所へ御連絡ください。
- (2) 特に理由もなく、同一疾病で複数の医療機関で治療を受けたり、必要以上に通院する場合、患者に対して治療上の指導を行うことがあります。（これは、薬剤の二重処方を防ぎ、また、無駄な公費負担（医療扶助費）を防ぐためです。）
- (3) 他法他施策優先の原理に基づき、障害者総合支援法や感染症予防等、活用すべき他法他政策がある場合は、積極的に申請を促進することとしています。該当する患者が来院した場合及び福祉事務所から依頼があった場合は手続き等の御協力をお願いいたします。

- (4) 被保護者は病状の程度により難病医療費助成制度が適用されます。
- (5) 保険外併用療養費（長期入院保険外併用療養を除く）に係る療養については、原則として医療扶助の給付の対象にはなりません。
- (6) 未承認薬（欧米諸国において承認されているが日本国内では未承認の医薬品）の投与に要する費用については、一定の要件に該当する場合には、例外的に医療扶助の給付対象になる場合がありますので、事前に福祉事務所に御連絡ください。
- (7) 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱いにおいて、歯科材料として金（金位14カラット以上の合金）は使用できません。

第4 医療給付の事務手続き

1 初診受付

被保護者には保険証に類似するものは発行されておらず、受診する場合は、福祉事務所の発行する「診療依頼書」を受診時に提出することとなっています。患者が診療依頼書を持たずに医療機関を訪れた場合は、必ず福祉事務所に連絡をお取りください。なお、夜間・休日の場合は翌日速やかに連絡をお取りください。

2 生活保護新規申請中の場合

生活保護開始の決定までには通常2週間程度の日数を要しますので、申請中の方が医療機関を訪れた場合、福祉事務所に御連絡をお願いします。
(保護の必要が認められれば申請日まで遡って医療扶助を適用します。)

3 入退院時の連絡

被保護者が入院又は退院（死亡退院も含む）した場合は、できるだけ早く福祉事務所へ御連絡ください。

4 要否意見書の提出と病状調査の協力について

医療の内容は多種多様であり、その必要性、内容及び程度の判断には、専門的、技術的判断が要請されるため、福祉事務所は、指定医療機関から要否意見書により御意見を聞いた上で、医療扶助の要否及び程度の決定を行っています。その他、治療材料、施術、通院の移送の給付についても要否意見書により御意見をいただきます。各給付要否意見書は無償での交付をお願いいたします（指定医療機関医療担当規程第7条）。

さらに詳しい調査の必要が生じた時は、福祉事務所のケースワーカーが直接主治医の御意見をお聞きするため医療機関にお伺いすることがあります。この場合、事前に時間の打ち合せの連絡をさせていただきますので、御協力をお願いします。

5 各給付要否意見書の徴取時期

各給付要否意見書には次の種類があり、徴取時期は次頁の一覧のとおりです。

- (1) 医療要否意見書
- (2) 精神疾患入院要否意見書
- (3) 治療材料給付要否意見書
- (4) 訪問看護要否意見書
- (5) 施術給付要否意見書（柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう）
- (6) 移送給付要否意見書

各給付要否意見書徴取機関一覧表

	医療扶助開始時				継続			
	入院		入院外		入院		入院外	
	単給	併給	単給	併給	単給	併給	単給	併給
医療要否意見書	徴取	徴取 ただし、病状の悪化等により明らかに入院医療の必要が認められかつ、活用すべき他法他施策がないと判断される場合を除く	徴取	徴取 ただし、明らかに必要性が認められ、活用すべき他法他施策がないと判断される場合を除く	3か月ごとに徴取	3か月ごとに徴取	3か月ごとに徴取	3か月ごとに徴取
精神疾患要否意見書	徴取	徴取	/		6か月ごとに徴取	6か月ごとに徴取	/	
治療材料給付要否意見書	徴取	徴取	徴取	徴取	その都度徴取 ただし、消耗的なもので、半永久的に継続使用するものについては、6か月以内(尿中糖半定量検査紙については、3か月以内の期間とする)			
移送給付要否意見書	徴取	徴取	徴取	徴取	その都度徴取			
訪問看護要否意見書	/		徴取	徴取	/		6か月ごとに徴取	
施術給付要否意見書	/		徴取	徴取	/		柔道整復：3か月ごと その他：6か月ごと	

- 注 1 「単給」とは医療扶助のみを受給している被保護者のことです。
「併給」とは医療扶助とその他の扶助を受給している被保護者のことです。
- 2 保護の新規開始で医療扶助を伴う場合は必ず事前に要否意見書が必要となります。
- 3 他法他施策（自立支援医療など）で医療が行われている場合、要否意見書を徴取しないこともあります。

第5 医療費の請求手続

1 生活保護におけるレセプト

一般の保険制度と同様、省令レセプトを使用してください。

2 医療券の交付

福祉事務所は医療扶助の継続が必要と認めた時は、医療券を医療券送付書、医療券受領書と共に医療機関へ送付しますので、医療券受領書の連絡欄（転帰状況欄）を記入の上、不要な医療券と共に医療券受領書を福祉事務所へ返送してください。

医療券は、被保護者が指定医療機関において受診する場合の受給資格の証明書であり、また、実施機関である福祉事務所が被保護者を指定医療機関に委託を行う委託書の性格を有しています。さらに、指定医療機関はこの医療券に基づき診療報酬明細書を作成の上、診療報酬の請求を行うことから金券的性格も有しています。

このように医療券は医療扶助の決定・実施上非常に重要な書類であることから、作成交付、修正等に当たっては慎重な取扱いが要請されますので、不要の時は必ず福祉事務所へ返送してください。また、医療機関において有効期限等の記載事項を訂正することはできません。

3 有効な医療券の確認

福祉事務所から発行された医療券が患者本人のものであるか確認してください。有効期間についても御留意願います。

医療券の発行を待たずに、診療報酬を請求することは認められません。（認定前請求で返戻となります。）

4 医療券から省令レセプトへの必要事項の転記

医療券から省令レセプトへ、公費負担者番号、受給者番号等の必要事項を正確に転記してください。

特に、本人支払額がある場合には、転記漏れのないように十分御留意願います。

5 他の制度との併用

国民健康保険は、生活保護を受けることにより資格を喪失しますが、その他の社会保険制度は継続して利用できます。

また、公費負担医療（感染症予防法等）との併用もあります。

6 請求

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）において支払われます。
併用分も、支払基金において、生活保護負担部分が支払われます。

7 本人支払額

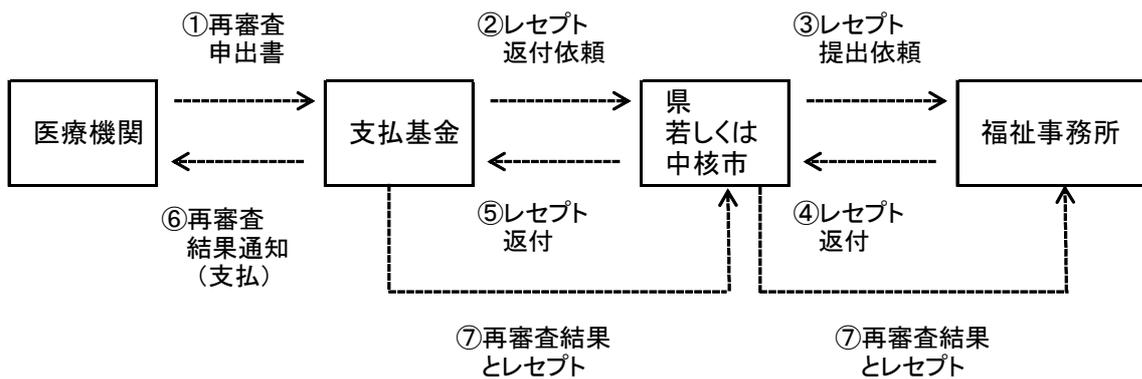
保護基準より収入が多い場合、医療費に「本人支払額」が生じる場合があります。これは、健康保険の「本人負担額」とは異なるものです。

医療券に「本人支払額」が記載されている場合には、医療機関は本人よりその金額を徴収してください。

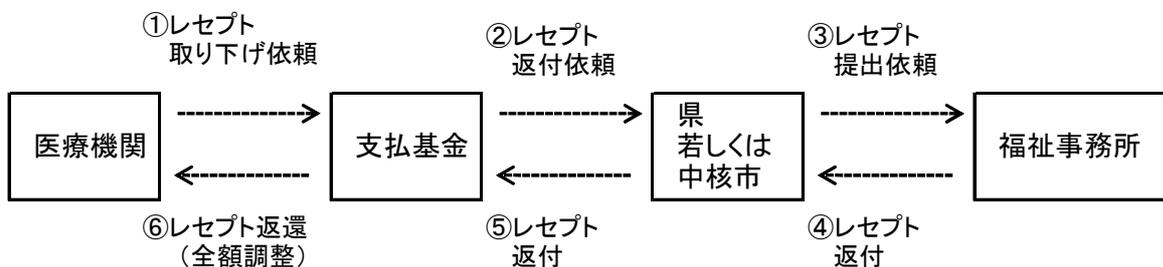
なお、本人支払額は変動することがありますので御注意ください。

8 再審査

支払基金査定後に内容について再審査を申し出る場合は、支払基金に申し出てください。



9 誤記等による請求のやりなおし



※ ⑥の後、再請求

第6 医療扶助と他法との関係について

生活保護法第4条に定められている「保護の補足性の原則」は、医療扶助においても守らなければならないものであることから、他の法律によって給付される医療が優先されることとなります。

このことを他法他施策優先といますが、主に下記に挙げるものを中心に、他法の有無を念頭において医療事務にあたっていただくよう御協力をお願いします。

1 健康保険法

被保護者であっても、健康保険の被保険者本人またはその被扶養者の場合、健康保険が優先して適用されます。

(1) 被保険者本人及びその被扶養者の場合
患者負担分に医療扶助を適用します。

(2) 高額療養費支給制度

健康保険の被保険者又は被扶養者であって、70歳未満である保護者の場合、一ヶ月あたり35,400円を超える分は保険者が支払うことになっています。なお、70歳以上である被保護者の場合は、一ヶ月あたり入院にあたっては15,000円、外来にあたっては8,000円を超える部分は保険者が支払います。

2 国民健康保険法

生活保護が適用されると同時に国民健康保険の資格を喪失しますので、両方の給付を受けることはあり得ません。

3 後期高齢者医療制度

被保護者は後期高齢者医療制度の適用除外となり、医療扶助が10割適用されますが、後期高齢者医療の対象者に相当する被保護者については、後期高齢者医療の例による診療報酬を適用することとなります。

4 介護保険法

介護保険法の施行により、介護保険と重複する内容の医療等給付については、一部の例外を除いて原則介護保険が優先して適用されます。

(1) 介護保険に優先する給付

ア 労働者災害補償保険等

一定の介護保険担当の給付が受けられる場合、労働災害に対する補償が優先して適用され、介護保険の給付は一定の限度で行われません。

イ 戦傷病者特別援護法

療養の給付、更生医療の給付については、介護保険に優先して行われます。

ウ 原爆被爆者援護法

医療の給付については、介護保険に優先して行われます。

エ 公害補償法

療養の給付については、介護保険に優先して行われます。

(2) 介護保険と医療保険の給付

原則、介護ニーズに対応する医療は介護保険法が適用され、通常の医療や緊急等やむを得ない場合及び介護保険施設での対応が困難な医療については、医療保険が適用されます。

この医療保険が適用される部分について、被保護者の場合医療扶助が適用されることとなりますので、要否意見書による判断や医療券（連名簿）の発行を行います。

5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（公費負担より医療保険が優先適用されます）

(1) 入院勧告の場合

同法に基づく指定医療機関で実施した医療は、公費負担されます。

なお、結核以外の医療については、その医療が患者にとって緊急に必要であり、入院勧告期間中に受療しない場合には、結核回復に悪影響が明らかな場合に限り公費負担の対象とすることができます。

(2) 入院外医療の場合

生活保護法による医療扶助適用者が、結核による入院外医療を必要とすると認められたときは、公費負担申請の手続きを行います。

承認の決定がなされた場合、医療券に公費併用について記載されますので、結核患者の医療は100分の95が感染症法による負担、100分の5が医療扶助となります。

ただし、被保護者であっても健康保険の被保険者本人又は被扶養者の場合は、保険が優先するため、保険、公費、医療扶助の3つが適用されます。保険給付の割合に係わらず医療扶助適用分は医療費全体の100分の5です。

6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(1) 自立支援医療等

身体障害者福祉法に基づく「更生医療」、児童福祉法に基づく「育成医療」、精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律に基づく「精神通院医療費公費負担制度」が平成18年4月1日より「自立支援医療」として一元化されました。なお、生活保護受給者に係る人工透析医療につきましては、平成19年3月診療分から自立支援医療（更生医療）へ移行しております。

被保護者については、全額自立支援医療による公費負担となりますが、被保護者でも医療保険の被保険者本人又は被扶養者の場合は、医療保険の適用が優先するため、自己負担部分について自立支援医療による公費負担となります。

(2) 補装具の交付・修理及び日常生活用具の給付

身体障がい者等の失われた部位、障がいのある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具（補装具）の交付・修理を行った場合、補装具費の支給を受けられます。また、身体障がい児(者)のための補装具、障がい児(者)のための日常生活用具で給付される種目もあります。

7 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（公費負担より医療保険が優先適用されます）

第29条の措置入院の場合、全額公費負担ですから、医療扶助の対象とはなりません。措置解除になった後、さらに入院の必要がある時は、医療扶助による入院が認められます。

すでに医療扶助で入院中の患者であっても第29条に該当すると思われる時は、措置入院の手続きをしてください。

なお、被保護者でも医療保険の被保険者本人又は被扶養者の場合は、医療保険の適用が優先するため、自己負担部分について第29条による公費負担となります。

8 児童福祉法・身体障害者福祉法

(1) 療育の給付（児）

結核にかかり、長期の治療が必要な児童に対し、専門的な入院治療と学習及び療養生活に必要な部品が支給されます。費用負担については、保険適用が優先し、自己負担部分については児童福祉法による公費負担が適用されます。医療保険のない被保護者の場合は全額公費負担となります。

(2) 進行性筋委縮症者に対する療養の給付（児・身）

進行性筋委縮症に罹患している身体障害者等に対し必要な治療、訓練及び生活指導を行います。医療費については、保険給付が優先され、自己負担部分につい

て公費が適用されます。医療保険のない被保護者の場合は全額公費負担となります。

9 母子保健法

未熟児の養育医療

医療を必要とする未熟児に対して、指定養育医療機関において治療を行い、その養育に必要な医療の給付を行うものです。対象となる未熟児とは、出生児体重が2,000グラム以下のもの及び生活力が特に薄弱であるものです。費用負担については、保険適用が優先し、自己負担部分について養育医療による公費負担が適用されます。医療保険のない被保護者の場合は全額公費負担となります。

10 母体保護法

(1) 母体保護法第3条の規定による不妊手術

医療扶助の対象となります。

(2) 母体保護法第14条の規定による人工妊娠中絶

経済的理由による妊娠中絶であっても原則、医療扶助の対象となります。ただし、妊娠週数などによって一部出産扶助となる場合もありますので、該当者がいた場合、福祉事務所にお問い合わせください。

11 学校保健安全法

学校保健安全法第24条の規定に基づき、公立の小学校、中学校等の要保護者及び準要保護児童又は生徒が次の疾病にかかり、学校から治療の指示を受けたとき、その保護者に対して医療費を援助するものです。

被保護者の場合、「他の法律に定める扶助」にあたるため、学校保健安全法第24条の規定による医療費の援助を医療扶助に優先して行ってください。ただし、入院を要するような重症なもので保護の実施機関が入院を必要と認めた場合等、医療扶助の対象となる場合もあります。

【対象疾病】

トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿か疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病

第7 指導と検査

1 指導（生活保護法第50条第2項）

指定医療機関は、医療扶助等の具体的な実施を担当する機関ですので、被保護者に対する援助の充実と自立助長につなげるとともに、福祉事務所等との間に十分な信頼関係が保たれる必要があります。そのため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱い等の周知徹底を図ることを目的とした指導を行います。指導は全ての指定医療機関を対象とし、一般指導と個別指導の2種類があります。

（1）一般指導

一般指導は、生活保護法並びにこれに基づく命令・告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会・懇談・広報・文書等の方法により行います。

（2）個別指導

ア 個別指導は、被保護者に対する援助が効果的に行われるように福祉事務所と指定医療機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の医療給付に関する事務及び診察状況等について、診察録その他の帳簿等を閲覧し、指導を行います。

なお、個別指導を行った上、特に必要と認められるとき、被保護者について、その受診状況等を調査する場合があります。

イ 個別指導は、原則として実地に行います。

ウ 個別指導の実施日時、場所等については、実施する指定医療機関等と事前に連絡調整の上、文書で通知します。

2 検査（生活保護法第54条）

診療内容及び診療報酬請求の適否を調査する必要があるときは、当該医療機関について実地に設備若しくは診療録その他の帳簿書類等を検査することになっていきます。

検査の対象は、個別指導の結果、検査を行う必要があると認められた指定医療機関及び個別指導を受けることを拒否した指定医療機関ですが、治療内容又は診療報酬の請求に不正又は不当があると疑うに足る理由がある場合は、直ちに検査を実施する場合があります。

検査の結果に応じて次のような行政上の措置が行われます。

（1）指定取消

ア 故意に不正又は不当な診療を行ったもの

イ 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの

- ウ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの
- エ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの

(2) 戒告

- ア 重大な過失により不正又は不当な診療を行ったもの
- イ 重大な過失により不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの
- ウ 軽微な過失により不正又は不当な診療をしばしば行ったもの
- エ 軽微な過失により不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの

(3) 注意

- ア 軽微な過失により不正又は不当な診療を行ったもの
- イ 軽微な過失により不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの

なお、指定取消の措置に該当するおそれがあると認められた場合には、当該指定医療機関に弁明の機会が与えられます。

第 8 検診命令について

福祉事務所では、生活保護を受けている方又は申請されている方の病状を把握するため、次のようなときに検診を受けるべき旨を命じることがあります。

(生活保護法第 28 条)

- 1 保護の要否又は程度の決定にあたって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。
- 2 障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき。
- 3 医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。
- 4 現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。
- 5 介護扶助の実施にあたり、医学的判断を要するとき。
- 6 現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行うにつき、検診が必要と認められるとき。
- 7 自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。
- 8 その他保護の決定実施上必要と認められるとき。

生活保護制度は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的としていますが、傷病等の理由により保護を必要とする方につきましては、医師の専門的な意見に基づき適正に保護を実施する必要があります。検診命令はこのためのものでありますから、検診書の記載にあたりましては御協力をお願いいたします。

なお、検診料は所定の請求書により福祉事務所に請求していただきます。

請求する際には、所定の請求書に診察料、検査料等検診料の内訳を省令レセプト様式に記載した内訳書を添えて福祉事務所に提出してください。

また、検診結果を生活保護法施行規則に定める様式以外の書面により作成する必要がある場合は、検診料のほかに定められた上限額まで文書料の請求ができます。

第9 調剤

医療機関が院内処方せず、処方せんを発行する場合は、一般の保険制度と同様、省令レセプトを使用してください。

1 調剤券の発行

患者が医療機関の発行した処方せんを提出した場合、指定薬局は福祉事務所へ「調剤券請求票」等を提出してください。「調剤券請求票」等に基づき、福祉事務所にて調剤券を発行します。

調剤券請求票等に記載する内容は、ケース番号及び世帯員番号（初めて調剤を実施した被保護者については記載不要）、氏名、生年月日、住所、発行依頼をする調剤券の年月、処方せん発行医療機関、単独・併用の別となります。なお、歯科分の場合、備考欄に「歯科」と記載してください。

調剤券の発行は月に1回まとめて行い、当該月の下旬（20日～26日）を目途に福祉事務所に到着している分を発行します。そのため、余裕を持って提出してください。

調剤券請求票の様式が必要な場合、郵送等いたしますので福祉事務所へ御連絡ください。

2 調剤報酬の請求

調剤券から省令レセプトへ、公費負担者番号、受給者番号等の必要事項を正確に転記して支払基金に請求してください。

第10 施術

必要最低限の施術を原則として現物給付するものとし、その範囲は、柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅうとなっています。

施術を受ける際には、事前に要保護者の申請に基づき指定施術者を福祉事務所において選定し、要否意見書を発行します。指定施術者は患者が持参した給付要否意見書に必要事項を記載し福祉事務所に提出してください。要否意見書を持たずに施術所を訪れた場合は、必ず事前に福祉事務所に連絡をお取りください。

給付要否意見書に基づき、施術の給付が必要と認めるときに施術券が発行されます。

1 柔道整復

急性や亜急性の外傷性の骨折、不全骨折、脱臼、打撲、挫傷、出血していない肉ばなれのとときは医療扶助の対象となります。そのため、負傷日時等がはっきりしない痛みの施術や単なる肩こり等のための施術は認められません。

なお、骨折や脱臼については医師の同意が必要です。応急処置など止むを得ない場合には、医師の同意がなくても施術が受けられますが、応急手当後の施術には、医師の同意が必要です。

柔道整復の施術を受けている間は、同じ部位で病院にかかることはできません。

2 あん摩・マッサージ

施術を行う場合はすべて医師の同意が必要です（施術の要否に関する診断書でも可）。あん摩・マッサージは、主として外科的手術の後治療に効果があるものと考えられており、あん摩・マッサージの施術が絶対不可欠である場合に限り認められるものであり、単なる肩こり等のためにする施術は認められません。

3 はり・きゅう

施術を行う場合はすべて医師の同意が必要です（施術の要否に関する診断書でも可）。はり・きゅうは、慢性病であって指定医療機関で医療の給付を受けても初期の治療効果が得られないもの、または今まで受けた治療の経過から見て治療効果があらわれていないと判断されるものを対象としており、主として神経症・リウマチなどであり、類症疾患については、これら疾病と同一範疇と認められる疾病（頸腕症候群・五十肩・腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾病）が対象となります。

はり・きゅうについては、一つの独立した治療体系に近いものとなっていることから、医療機関において医療の給付が行われている期間は、その疾病にかかる施術は給付の対象となりません。

第 1 1 治療材料

治療材料は、治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合、次に掲げる材料の範囲において支給しますので、患者に事前に福祉事務所と相談するよう御指導ください。

健康保険の資格がある患者の場合、療養費支給制度を利用するため、一時的に治療材料代金を患者が立て替える形となります。

なお、一般診療報酬の額の算定方法により支給できる場合及び自立支援医療等の規定により給付される場合には、治療材料の給付の対象となりません。

1 治療材料の範囲・要件及び費用

	治療材料の種類	治療材料の費用		特別基準の設定
1	国民健康保険の療養費の支給対象となる治療用装具及び輸血に使用する生血	国民健康保険の療養費の例の範囲内	不要	福祉事務所の判断により給付決定
		上記基準額超	必要	福祉事務所は必要に応じて県知事の技術的な助言を求めた上で給付決定
2	義肢、装具、眼鏡、歩行補助つえ(つえを除く)	障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の別表に定める額の100分の104.8に相当する額	不要	福祉事務所の判断により給付決定
		上記基準額超	必要	福祉事務所は必要に応じて県知事の技術的な助言を求めた上で給付決定
3	尿中糖半定量検査用試験紙、吸引器、ネブライザー、収尿器、ストーマ装具、歩行補助つえ(つえに限る)	必要最小限度の実費額	不要	福祉事務所の判断により給付決定
		25,000円超	必要	福祉事務所は必要に応じて県知事の技術的な助言を求めた上で給付決定
4	1～3の種類に掲げる以外の治療材料(※当該材料の給付によらなければ生命を維持することが困難である場合又は生命の維持に直接関係はないが、症状等の改善を図るうえで他に代わるべき方法がない場合に認められ、単なる日常生活の利便、慰安的用途等を理由としての給付は認められない。)	25,000円以内	不要	福祉事務所は必要に応じて県知事の技術的な助言を求めた上で給付決定
		25,000円超	必要	厚生労働大臣へ情報提供する必要がある

2 治療材料と消費税の関係について

平成30年3月23日付け障発0323第31号厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知「補装具費支給事務取扱指針について」の制定については、「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）に基づいて消費税が課税されない物品に係る補装具費の支給については、補装具業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の100分の104.8に相当する額をもって、購入、借受け又は修理（以下「購入等」という。）に要する費用の額の上限としているものである。」とあります。

このため、治療材料のうち義肢、装具、眼鏡及び歩行補助つえ（つえを除く）の費用については、障害者自立支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の別表に定める額の100分の104.8に相当する額を限度とします。

3 手続

- (1) 事前に要保護者はケースワーカーに相談し、給付可否意見書を受け取ります。
- (2) 要保護者は給付可否意見書の要否意見欄を指定医療機関で記載していただき、その後、福祉事務所が選定した取扱業者に所要経費概算見積を記入してもらいます。その際、治療材料が貸与可能なものである場合や要保護者が保有する治療材料を修理することで足りる場合は、治療材料の貸与又は修理に要する費用について、給付可否意見書に見積を記入の上、見積書を添付してください。
- (3) 福祉事務所長が給付可否意見書により指定医療機関及び取扱業者の所要事項の記入を受け、嘱託医と協議のうえ、要否を決定します。
- (4) 治療材料の給付を承認する場合は、治療材料券・治療材料費請求明細書を発行します。治療材料券の有効呈示期間は、発行の日から10日間です。
- (5) 福祉事務所が選定した取扱業者は、治療材料券・治療材料費請求明細書にて、治療材料費を請求していただくことになります。請求の際は納品書も添付してください。なお、請求は納品後、速やかに行ってください。

第 1 2 移送の取扱い

通院移送費の給付については、被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）等により主治医の意見を確認するとともに、福祉事務所において移送を必要とする内容を確認のうえ、給付決定し、次の範囲により給付します。

1 給付の範囲

受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限ります。ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められます。

- (1) 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合
- (2) 被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合
- (3) 検診命令により検診を受ける際に交通費が必要となる場合
- (4) 医師の往診等に係る交通費又は燃料費が必要となる場合
- (5) 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に搬送される場合
- (6) 離島等で疾患にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近の医療機関では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送を行う場合
- (7) 移動困難な患者であって患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院する場合
- (8) 医療の給付対象として認められている移植手術を行うために、臓器等の摘出を行う医師等の派遣及び摘出臓器等の搬送に交通費又は搬送費が必要な場合（ただし、国内搬送に限る。）

2 費用

- (1) 移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される交通費（医学的管理等のため付添人を必要とする場合に限り、当該付添人の交通費も含む）となります。
なお、身体障害等の割引運賃が利用できる場合には、当該割引運賃を用いて算定した額とします。

- (2) 複数の受診科目において治療を必要とする場合は、その必要性を確認するとともに、同一医療機関における同日での受診の可否など、最も経済的な方法での受診について検討が必要です。
- (3) 当該料金の算定にあたっては、領収書、複数業者の見積書、地域の実態料金等の挙証資料に基づき、額の決定をします。

3 申請方法

要保護者から申請があった場合、給付可否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する囑託医協議等を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を決定します。

そのため、主治医に給付可否意見書を記入していただく必要がありますので、御協力をお願いします。なお、給付可否意見書は無償でお願いします（指定医療機関医療担当規程第7条）。

4 通院実績等の確認

通院日の確認のため、医療機関の通院日を証明していただく必要がありますので、御協力をお願いします。通院証明書は無償での交付をお願いします（指定医療機関医療担当規程第7条）。

5 事後申請について

移送給付申請は、原則として事前の申請が必要です。ただし、緊急時で事前の申請が困難なやむを得ない事由があると福祉事務所が認める場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても認められる場合もあります。

事後とは福祉事務所で給付可否意見書を参考にし、移送費を支給するか否かを決定する前に利用することです。

福祉事務所が通院移送費の要否等を決定するには審査等があるため時間がかかりますので、早めに給付可否意見書を提出していただくようお願いします。

第 13 その他

1 患者からの費用徴収

(1) 患者の個人的生活に要した費用で、患者本人が選択できるものは本人から費用徴収できます。

例： 衛生費（シャンプー・洗剤・おむつ代等）、テレビ代、洗濯機使用料

(2) 患者本人が選択して行う健康診断若しくは予防接種の費用は、本人から費用徴収できます。

例： インフルエンザ予防接種

(3) 患者本人が選択できないものや医療機関として設置が当然であるものの料金は請求できません。

例： 冷暖房費、入浴料、トイレトペーパー代

(4) 患者には原則として保険外併用療養費に係るもの（長期入院保険外併用療養費を除く）は適用されませんので、患者が希望した場合には、福祉事務所に相談するよう御指導ください。

例： 特別療養環境室（差額ベット）料金など

なお、特別療養環境室（差額ベット）料金は、患者本人の「治療上の必要」により特別療養環境室へ入院させる場合（救急患者、術後患者等を含む）や病理管理の必要性等から特別療養環境室に入院させた場合で実質的に患者の選択によらない場合は、患者に求めることはできません。

2 長期入院保険外併用療養費

一般病棟等に180日を超えて入院している患者であって、厚生労働大臣が定める状態等にある者に該当しない者については、本来、入院患者が支払うべき入院基本料等相当額（以下「特別料金分」という。）について、福祉事務所において特別基準の設定を行った上で、「長期入院患者に係る診療報酬請求書」にて請求していただくこととなります。

保険外併用療養費（保険給付対象分）については、省令レセプトを使用しているだけで、特別料金分については、「長期入院患者に係る診療報酬請求書」を使用し、福祉事務所に請求してください。

特別料金が発生する場合は、福祉事務所へ至急御連絡ください。

3 委託患者の病状把握について

生活保護制度を適正に実施するためには、福祉事務所が委託患者の病状や療養上の注意事項などを正確に把握した上で保護の要否を判定するとともに、早急な治療と社会復帰を促すための指導・援助を行うことが必要となります。

病状把握につきましては、昭和42年6月1日付け社保第117号（厚生省社

会局長通知)に基づき実施しておりますが、日時、方法等、医療機関に過重な負担をかけることのないよう配慮しておりますので、福祉事務所へ御協力をお願いします。

4 中国残留邦人等への医療支援給付について

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「支援法」という。）の一部が施行され、平成20年4月1日から新たに「中国残留邦人等に対する支援給付」が始まりました。

支援法による医療支援給付は、原則、生活保護法による医療扶助の例によることとされています。

第14 様式 (写)

1 生活保護法等指定申請書

生活保護法(中国残留邦人等支援法)指定医療機関 指定・指定更新 申請書

名 称	(フリガナ)		医療機関コード																				
所在地	〒 - (フリガナ) -																						
開設者の氏名、生年月日、住所 (法人の場合は、「氏名(名称)」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載)	氏名(名称等)	(フリガナ)																					
	生年月日	明治		年		月		日	昭和														
	住所(所在地)	〒 -																					
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)		生年月日				年			月			日									
	住所	〒 -																					
診療科名																							
病床数	一般	床 (床)		結核	床 (床)																		
	療養	床 (床)		感染症	床 (床)																		
	精神	床 (床)																					
健康保険法による指定	有 ・ 指定申請中			有効期間				年			月		日から					年			月		日まで
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定	有 ・ 無 ・ 指定申請中			年 月 日指定(申請)																			
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有 ・ 無	左欄の「有」に該当する場合で、開設者以外に診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師がいる場合、その医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。		氏 名																			
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)																						

平成 年 月 日

(申請先)

山形市長

〒 -
住 所

申請者(開設者)

(フリガナ) -

氏 名

印

注意事項

- 1 この書類は、山形市長あてに、山形市福祉事務所へ提出してください。
※保険医療機関指定通知書の写しを添付してください。
※医師、歯科医師が申請書を提出する場合には、免許証の写しを添付してください。
- 2 貴機関が新たに指定された場合には、告示をするほか、指令書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日までに、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

記載要領

- 1 標題の「指定・指定更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを○で囲んでください。
- 2 「名称」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 3 「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、「氏名(名称等)」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。
※開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。
- 5 「診療科名」は、標榜する診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。
※薬局の場合、「診療科名」は記載の必要はありません。
- 6 「病床数」は、休床中の病床も含めて医療法により都道府県知事に許可された病床数を記入し、病床数を()内に記入してください。
- 7 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。
※健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。
※訪問看護ステーションのうち、介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされるものについては、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してください。
- 8 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定」は、申請時点における結核指定医療機関としての指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は指定年月日を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、結核指定医療機関の指定の申請を行った日を記載してください。
- 9 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第49条の3第1項に基づき指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
- 10 「生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに該当するものであり、②に該当する場合には、診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。
 - ① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
 - ② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
- 11 申請者(開設者)の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

【記載例】

記入例

生活保護法(中国残留邦人等支援法)指定医療機関 指定・指定更新 申請書

名 称	(フリガナ)		医療機関コード		1	2	3	4	5	6	7
	〇〇会 △△病院										
所 在 地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇										
	山形県山形市〇〇町△△丁目□□ TEL (012) 345 - 678										
開設者の氏名、生年月日、住所 (法人の場合は、「氏名(名称)」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載)	(フリガナ)		〇〇会 代表取締役 山形太郎								
	生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成	〇 年 △ △ 月 □ □ 日								
	住 所 (所在地)	〒 -									
管理者の氏名、生年月日及び住所	(フリガナ)		ヤマガタ ハナコ		生 年 月 日	〇〇 年 △ 月 □ 日					
	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 山形県山形市〇〇町△△丁目□□									
診 療 科 名	内科、循環器内科										
病 床 数	一般	床 (床)		結核	床 (床)						
	療養	床 (床)		感染症	床 (床)						
	精神	床 (床)									
健康保険法による指定	有 ・ 指定申請中			有効期間	〇〇 年 △△ 月 □□ 日から 〇〇 年 △△ 月 □□ 日まで						
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定	有 ・ 無 ・ 指定申請中			年 月 日 指定(申請)							
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有	左欄の「有」に該当する場合で、開設者以外に診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師がいる場合、その医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。									
	無										
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)										

平成 〇年 △月 □日

(申請先)

山形市長

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇

住 所

申請者(開設者)

山形県山形市〇〇町△△丁目□□

TEL (012) 345-678

氏 名

〇〇会 代表取締役 山形太郎

印

注意事項

- 1 この書類は、山形市長あてに、山形市福祉事務所へ提出してください。
※保険医療機関指定通知書の写しを添付してください。
※医師、歯科医師が申請書を提出する場合には、免許証の写しを添付してください。
- 2 貴機関が新たに指定された場合には、告示をするほか、指令書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日までに、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

記載要領

- 1 標題の「指定・指定更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを○で囲んでください。
- 2 「名称」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 3 「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、「氏名(名称等)」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。
※開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。
- 5 「診療科名」は、標榜する診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。
※薬局の場合、「診療科名」は記載の必要はありません。
- 6 「病床数」は、休床中の病床も含めて医療法により都道府県知事に許可された病床数を記入し、病床数を()内に記入してください。
- 7 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。
※健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。
※訪問看護ステーションのうち、介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされるものについては、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してください。
- 8 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定」は、申請時点における結核指定医療機関としての指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は指定年月日を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、結核指定医療機関の指定の申請を行った日を記載してください。
- 9 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第49条の3第1項に基づき指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
- 10 「生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに該当するものであり、②に該当する場合には、診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。
 - ① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
 - ② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
- 11 申請者(開設者)の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

2 生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない
旨の誓約書

山形市長

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定に該当しない
ことを誓約します。

住 所

氏名又は名称

印

(誓約項目)

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定関係

1 第2項第2号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな
るまでの者であること。

2 第2項第3号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるも
のの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな
くなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの規定

- 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
- 3 栄養士法(昭和22年法律第245号)
- 4 医師法(昭和23年法律第201号)
- 5 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
- 6 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
- 7 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
- 8 医療法(昭和23年法律第205号)
- 9 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- 11 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
- 13 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
- 14 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- 16 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- 18 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- 19 介護保険法(平成9年法律第123号)
- 20 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- 21 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
- 26 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
- 28 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)

- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）
- 30 公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）

3 第 2 項第 4 号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であること（取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）。

4 第 2 項第 5 号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

5 第 2 項第 6 号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

6 第 2 項第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

7 第 2 項第 8 号関係

開設者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。

8 第 2 項第 9 号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当すること。

【記載例】

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までに該当しない
旨の誓約書

山形市長

○年 ○月 ○日

下欄に掲げる生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定に該当しない
ことを誓約します。

住 所 山形県山形市○○町△丁目□□

氏名又は名称 ○○会 代表取締役 山形太郎 印

(誓約項目)

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな
るまでの者であること。

2 第 2 項第 3 号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるも
のの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな
くなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの規定

- 1 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)
- 3 栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号)
- 4 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)
- 5 歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)
- 6 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)
- 7 歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)
- 8 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)
- 9 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)
- 11 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)
- 13 薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)
- 14 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)
- 16 柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)
- 18 義肢装具士法(昭和 62 年法律第 61 号)
- 19 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)
- 20 精神保健福祉士法(平成 9 年法律第 131 号)
- 21 言語聴覚士法(平成 9 年法律第 132 号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)
- 26 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成 25 年法律第 85 号)
- 28 国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 4 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。)

- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）
- 30 公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）

3 第 2 項第 4 号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であること（取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）。

4 第 2 項第 5 号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

5 第 2 項第 6 号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

6 第 2 項第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

7 第 2 項第 8 号関係

開設者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。

8 第 2 項第 9 号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当すること。

3 生活保護法等施術機関・助産機関登録申請書

生活保護法(中国残留邦人等支援法)指定助産機関・施術機関 指定申請書				
氏名	(フリガナ)			
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
住所	〒 - Tel() -			
開設している(勤務している)助産所又は施術所の名称	名称	(フリガナ)		
	名称	(フリガナ)		
開設している(勤務している)助産所又は施術所の所在地	所在地	〒 - Tel() -		
	所在地	〒 - Tel() -		
業務の種類	助産・あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復			
団体加入の有無	山形県接骨師会	有・無	会員番号	
	山形県鍼灸マッサージ師会	有・無	会員番号	
	山形県鍼灸師会	有・無	会員番号	
平成 年 月 日				
(申請先)				
山形市長	〒 -	住所		
申請者	Tel() -			
氏名				
	印			

注意事項

- 1 この書類は、市長あてに山形市福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 免許証の写し及び誓約書を添付してください。
- 3 貴機関が指定された場合には、告示するほか、指令書により通知します。
- 4 当該指定申請を行う施術者が協定団体(山形県接骨師会、山形県鍼灸マッサージ師会、山形県鍼灸師会のいずれか)に加入していない場合は、市長との個別契約が必要となります。契約書を2部提出してください。

記載要領

- 1 「氏名」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の氏名を記載してください。
- 2 「生年月日」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の生年月日を記載してください。
- 3 「住所」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の住所を記載してください。
- 4 2つ以上の施術所を開設している(勤務している)場合は「施術所の名称」「施術所の所在地」にそれぞれ記載してください。
- 5 「業務の種類」は、該当するものを○で囲んでください。
- 6 「団体加入の有無」は、該当するものを○で囲み、「有」の場合は会員番号を記載してください。

【記載例】

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">記入例</div>			
生活保護法(中国残留邦人等支援法)指定助産機関・施術機関 指定申請書			
氏名	(フリガナ)	ヤマガタ タロウ	
		山形 太郎	
生 年 月 日	明・大・昭・平	〇〇 年	△△ 月 □□ 日
住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	山形県山形市〇〇町△丁目□□	
		Tel (012) 345 - 6789	
開設している(勤務している)助産所又は施術所の名称	名 称	(フリガナ)	〇〇接骨院
	名 称	(フリガナ)	
開設している(勤務している)助産所又は施術所の所在地	所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	山形県山形市〇〇町△丁目□□
	所在地	〒 -	Tel () -
業 務 の 種 類	助産・あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復		
団 体 加 入 の 有 無	山形県接骨師会	有・無	会 員 番 号
	山形県鍼灸マッサージ師会	有・無	会 員 番 号
	山形県鍼灸師会	有・無	会 員 番 号
平成 〇〇年 △△月 □□日			
(申請先)			
山形市長		〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
		住 所	
申請者		山形県山形市〇〇町△丁目□□	Tel (012)345-6789
		氏 名	山形 太郎
			印

注意事項

- 1 この書類は、市長あてに山形市福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 免許証の写し及び誓約書を添付してください。
- 3 貴機関が指定された場合には、告示するほか、指令書より通知します。
- 4 当該指定申請を行う施術者が協定団体(山形県接骨師会、山形県鍼灸マッサージ師会、山形県鍼灸師会のいずれか)に加入していない場合は、市長との個別契約が必要となります。契約書を2部提出してください。

記載要領

- 1 「氏名」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の氏名を記載してください。
- 2 「生年月日」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の生年月日を記載してください。
- 3 「住所」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の住所を記載してください。
- 4 2つ以上の施術所を開設している(勤務している)場合は「施術所の名称」「施術所の所在地」にそれぞれ記載してください。
- 5 「業務の種類」は、該当するものを○で囲んでください。
- 6 「団体加入の有無」は、該当するものを○で囲み、「有」の場合は会員番号を記載してください。

4 指定施術機関・助産機関誓約書

生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）に該当しない旨の誓約書

山形市長

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

住所（所在地）

氏 名

印

（誓約項目）

生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）の規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

指定を受けようとする助産師又は施術者（以下「申請者」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

2 第 2 項第 3 号関係

申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）
- 3 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
- 4 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- 5 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- 7 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
- 8 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- 11 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- 13 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- 14 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
- 16 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- 18 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- 19 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 20 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- 21 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）

- 26 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 28 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 4 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）
- 30 公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）

3 第 2 項第 4 号関係

申請者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であること。

4 第 2 項第 5 号関係

申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

5 第 2 項第 6 号関係

申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

6 第 2 項第 8 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

【記載例】

生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）に該当しない旨の誓約書

山形市長

○年 △月 □日

下欄に掲げる生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

住所（所在地） 山形県山形市○○町△丁目□□
氏 名 ○○会 代表取締役 山形タロウ 印

（誓約項目）

生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）の規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

指定を受けようとする助産師又は施術者（以下「申請者」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

2 第 2 項第 3 号関係

申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）
- 3 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
- 4 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- 5 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- 7 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
- 8 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- 11 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- 13 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- 14 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
- 16 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- 18 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- 19 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 20 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- 21 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）

- 26 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 28 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 4 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）
- 30 公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）

3 第 2 項第 4 号関係

申請者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であること。

4 第 2 項第 5 号関係

申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

5 第 2 項第 6 号関係

申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

6 第 2 項第 8 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

5 施術機関個別契約書

契 約 書

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関が同法に基づいて患者の施術を行うについて、山形市長 佐藤 孝弘（以下「甲」と言う。）と_____（以下「乙」と言う。）との間に下記の通り契約を締結する。

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第2条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めるときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該吏員に、乙について実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第3条 甲は、乙がこの契約により義務を履行せず、施術等について著しく支障を来たし、または来たすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第4条 この契約の有効期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

第5条 この契約の終了1箇月前までに契約当事者何れか一方により何等の意思表示をしないときは、終期の翌月において向う1箇年間契約を更新したものとみなす。

前記契約の確実を証するため本書2通を作成し双方署名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市長 佐藤 孝弘

乙

○指定医療機関医療担当規程

(昭和二十五年八月二十三日)

(厚生省告示第二百二十二号)

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条第一項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

指定医療機関医療担当規程

(指定医療機関の義務)

第一条 指定医療機関は、生活保護法に定めるところによるのほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者(以下「患者」という。)の医療を担当しなければならない。

(医療券及び初診券)

第二条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券(初診券を含む。以下同じ。)を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第三条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第四条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(援助)

第五条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

(後発医薬品)

第六条 指定医療機関の医師又は歯科医師(指定医療機関である医師又は歯科医師を含む。)は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品(法第三十四条第三項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。)の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的見解に基づき後発医薬品を使用することができることを認めた場合には、可能な限り患者にその使用を促すよう努めなければならない。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)第九条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。

(証明書等の交付)

第七条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(診療録)

第八条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によつて医療の担当に關し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第九条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から五年間保存しなければならない。

(通知)

第十条

指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知つた場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

第十一条 略

第十二条 略

(準用)

第十三条 第一条から第十条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第一条から第五条まで及び第七条から第十条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

【記載例】

契 約 書

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関が同法に基づいて患者の施術を行うについて、山形市長 佐藤 孝弘（以下「甲」と言う。）と 山形太郎（以下「乙」と言う。）との間に下記の通り契約を締結する。

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第2条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該吏員に、乙について実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第3条 甲は、乙がこの契約により義務を履行せず、施術等について著しく支障を来し、または来たすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第4条 この契約の有効期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

第5条 この契約の終了1箇月前までに契約当事者何れか一方により何等の意思表示をしないときは、終期の翌月において向う1箇年間契約を更新したものとみなす。

前記契約の确实を証するため本書2通を作成し双方署名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

平成 ○○年△△月□□日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市長 佐藤 孝弘

乙 山形県山形市○○町△丁目□□
山形 太郎

○指定医療機関医療担当規程

(昭和二十五年八月二十三日)

(厚生省告示第二百二十二号)

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条第一項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

指定医療機関医療担当規程

(指定医療機関の義務)

第一条 指定医療機関は、生活保護法に定めるところによるのほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者(以下「患者」という。)の医療を担当しなければならない。

(医療券及び初診券)

第二条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券(初診券を含む。以下同じ。)を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第三条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第四条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(援助)

第五条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

(後発医薬品)

第六条 指定医療機関の医師又は歯科医師(指定医療機関である医師又は歯科医師を含む。)は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品(法第三十四条第三項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。)の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認めた場合には、可能な限り患者にその使用を促すよう努めなければならない。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)第九条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。

(証明書等の交付)

第七条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(診療録)

第八条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によつて医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第九条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から五年間保存しなければならない。

(通知)

第十条

指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知つた場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

第十一条 略

第十二条 略

(準用)

第十三条 第一条から第十条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第一条から第五条まで及び第七条から第十条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

6 生活保護法等指定（医療機関・介護機関・助産師・施術者）（名称・所在地・その他）変更届書

生活保護法指定
中国残留邦人等支援法指定 助産師・施術者 変更届出書

山形市

業務の種類		(1)助産師	(2)あん摩マッサージ指圧師	(3)はり師・きゆう師	(4)柔道整復師
ま助 た は 産 施 術 者 師	フリガナ				生 年 月 日
	氏 名				明 大 昭 平 年 月 日
	住 所	〒 -			
変 更 内 容	変 更 事 項				
	変 更 前				
	変 更 後				
変 更 年 月 日	平成 年 月 日				

上記のとおり届出ます。

平成 年 月 日

山形市長

<届出者(助産師又は施術者)>

〒 -

住所 _____ 印

氏名 _____

連絡先 TEL () - _____



福祉事務所使用欄

添付書類	
(氏名変更の場合) 同一人物であることが確認 できる公的証明書	有・無

注意事項

- 1 この届出書は、申請者の住所地(助産所または施術所を開設している場合は助産所又は施術所の所在地)を管轄する福祉事務所に提出してください。
- 2 この届出書は、生活保護法の指定通知の内容に変更があった場合に速やかに提出してください。
- 3 助産師又は施術者の氏名が変更になる場合は、同一人物であることが確認できる公的証明書類(戸籍謄本等)を添付してください。

記載要領

- 1 届出内容は太枠線内に記載してください。
- 2 「業務の種類」欄には、変更をしようとするすべての業務の種類を○で囲んでください。
- 3 「助産師又は施術者」欄には、届出をする助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所を記載してください。
- 4 「変更内容」欄は、「変更事項」欄に具体的な変更内容を記入し、変更前・変更後を記載してください。
- 5 <届出者>欄の連絡先については、日中連絡の取れる電話番号を記載してください。

【記載例】

記入例
施術者の住所変更

生活保護法指定 助産師・施術者 変更届出書
中国残留邦人等支援法指定

山形市

業務の種類	(1)助産師 (2)あん摩マッサージ指圧師 (3)はり師・きゆう師 (4)柔道整復師		
ま助 たは 産 施 術 者 師	フリガナ	ヤマガタ タロウ	生 年 月 日
	氏名	山形 太郎	
	住所	〒 ▲▲▲ - ▲▲▲▲ 山形県山形市〇町△丁目□□□	
変更内容	変更事項	施術者の住所変更	
	変更前	〒990-8540 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号	
	変更後	〒▲▲▲▲-▲▲▲▲ 山形県山形市〇町△丁目□□□	
変更年月日	平成 〇〇 年 XX 月 ▲▲ 日		

上記のとおり届出ます。

平成 31 年 4 月 1 日

山形市長

提出年月日を記載してください。

シャチハタは使用しないでください。

<届出者(助産師又は施術者)>

〒 ▲▲▲ - ▲▲▲▲

山形県山形市〇町△丁目□□□

住所

山形 太郎

印

氏名

連絡先 TEL (023) 012 - 0123

福祉事務所使用欄

この欄は、行政側が使用しますので、記入不要です。

注意事項

- 1 この届出書は、申請者の住所地(助産所または施術所を開設している場合は施術所の所在地)を管轄する福祉事務所に提出してください。
- 2 この廃止・休止・再開・辞退届出書は、申請した事項に変更があったとき又は業務を廃止・休止・再開したときは10日以内に、指定を辞退するときは30日以上予告期間を設けて提出してください。

記載要領

- 1 届出内容は太枠線内に記入してください。
 - 2 「業務の種類」欄には、届出をしようとするすべての業務の種類を○で囲んでください。
 - 3 「助産師又は施術者」欄には、届出をしようとする助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所を記載してください。
 - 4 「廃止・休止・再開・辞退年月日」欄は、業務を廃止・休止・再開・辞退した日を記入してください。
 - 5 <届出者>の連絡先については、日中連絡の取れる電話番号を記載してください。
-

7 生活保護法等指定（医療機関・介護機関・助産師・施術者）（休止・廃止）
届書

生活保護法指定
中国残留邦人等支援法指定

助産師・施術者

（ 廃止
休止
再開
再辞
退 ）

届出書

届出内容	廃止 ・ 休止 ・ 再開 ・ 辞退		
業務の種類	(1)助産師 (2)あん摩マッサージ指圧師 (3)はり師・きゆう師 (4)柔道整復師		
まず廃止・休止・再開・辞退は助産師・施術者	フリガナ		生年月日
	氏名		明 大 昭 平 年 月
	住所	〒 -	
廃止・休止・再開・辞退年月日	平成 年 月 日		
廃止・休止・再開・辞退理由			

上記のとおり届出ます。

平成 年 月 日
山形市長



<届出者(助産師又は施術者)>

〒 -

住所 _____

氏名 _____

連絡先 TEL () - _____

請者の住所地(助産所または施術所を開設している場合は施術所の所在地)
を管轄する福祉事務所に提出してください。

- 2 この廃止・休止・再開・辞退届出書は、申請した事項に変更があったとき又は業務を廃止・休止・再開したときは10日以内に、指定を辞退するときは30日以上予告期間を設けて提出してください。

記載要領

- 1 届出内容は太枠線内に記入してください。
 - 2 「業務の種類」欄には、届出をしようとするすべての業務の種類を○で囲んでください。
 - 3 「助産師又は施術者」欄には、届出をしようとする助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所を記載してください。
 - 4 「廃止・休止・再開・辞退年月日」欄は、業務を廃止・休止・再開・辞退した日を記入してください。
 - 5 <届出者>の連絡先については、日中連絡の取れる電話番号を記載してください。
-

【記載例】

記入例
廃止

生活保護法指定
中国残留邦人等支援法指定

助産師・施術者

廃止
再開
再辞

届出書

届出内容	廃止 ・ 休止 ・ 再開 ・ 辞退		
業務の種類	(1)助産師 (2)あん摩マッサージ指圧師 (3)はり師・きゆう師 (4)柔道整復師		
ます廃止・休止・再開・再辞 たる休止・再開・再辞 は助産師・施術者 施産師・再辞	フリガナ	ヤマガタ タロウ	
	氏名	山形 太郎	生年月日 明大 昭 平 1 年 2 月 3
	住所	〒 990 - 8540 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号	
廃止・休止・再開・辞退年月日	平成 31 年 4 月 1 日		
廃止・休止・再開・辞退理由	施術所を閉院したため		

上記のとおり届出ます。

平成 31 年 4 月 1 日

山形市長

<届出者(助産師又は施術者)>

〒 990 - 8540

住所 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

氏名 山形 太郎

連絡先 TEL (023) 012 - 0123

注意事項

- 1 この届出書は、申請者の住所地(助産所または施術所を開設している場合は施術所の所在地)を管轄する福祉事務所に提出してください。
- 2 この廃止・休止・再開・辞退届出書は、申請した事項に変更があったとき又は業務を廃止・休止・再開したときは10日以内に、指定を辞退するときは30日以上予告期間を設けて提出してください。

記載要領

- 1 届出内容は太枠線内に記入してください。
 - 2 「業務の種類」欄には、届出をしようとするすべての業務の種類を○で囲んでください。
 - 3 「助産師又は施術者」欄には、届出をしようとする助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所を記載してください。
 - 4 「廃止・休止・再開・辞退年月日」欄は、業務を廃止・休止・再開・辞退した日を記入してください。
 - 5 <届出者>の連絡先については、日中連絡の取れる電話番号を記載してください。
-

8 指定医療機関医療担当規程

制定：昭和25年8月23日 厚生省告示第222号

改正：平成30年10月1日 厚生労働省告示第344号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条第1項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

(指定医療機関の義務)

第1条 指定医療機関は、生活保護法(以下「法」という。)に定めるところによるのほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者(以下「患者」という。)の医療を担当しなければならない。

(医療券及び初診券)

第2条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券(初診券を含む。以下同じ。)を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第3条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第4条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(援助)

第5条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

三 移送

四 歯科の補てつ

(後発医薬品)

第6条 指定医療機関の医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品(法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ)の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せ

んを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書が無償で交付しなければならない。

(診療録)

第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

を知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第11条 指定医療機関である健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者

（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によって」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によって」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第12条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

(準用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条まで、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

生 活 保 護 法

指定医療機関等の手引

平成 31 年 4 月発行

発行：山形市福祉推進部生活福祉課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目 3 番 25 号

電 話：023-641-1212

F A X：023-632-7091

M a i l：fukushi@city.yamagata-yamagata.lg.jp